

国民健康保険証が更新されます

現在お持ちの保険証は、7月31日（土）で有効期限が満了となります。

更新した保険証は、7月末までに郵送します。届いたら記載内容をご確認いただき、8月以降、古い保険証をご返却ください。

記載内容に誤りがある場合や届かなかった場合は、福祉課 国民健康保険係までご連絡ください。



国保に加入・脱退するときは届け出が必要です！

加入するのはどんなとき？

- ・ 職場の健康保険を脱退したとき
- ・ ほかの市区町村から転入したとき
(職場の健康保険等に加入していない場合)
- ・ 子どもが生まれたとき など

加入の届け出が遅れるとどうなるの？

- ・ 保険証がない間の医療費は、原則自己負担となります
- ・ 保険税は届出した日からでなく、資格を得た月までさかのぼって支払うこととなります

脱退するのはどんなとき？

- ・ 職場の健康保険に加入するとき
- ・ 他の市区町村へ転出するとき
- ・ 亡くなったとき
- ・ 後期高齢者医療制度に加入したとき など

脱退の届け出が遅れるとどうなるの？

- ・ 脱退した保険証で診療を受けた場合、国保が負担した医療費を返還していただきます
- ・ 他の健康保険等に加入すると、保険料を二重払いするおそれがあります



次のことを守りましょう

- ・ 保険証の貸し借りは絶対に行わないでください。法律により罰せられます。
- ・ 保険証を紛失、または破損したときは、速やかに届け出て再交付を受けましょう。
- ・ 保険証は、国保に加入している証明書です。診療を受けるときは、毎回必ず提示しましょう。

お問い合わせ先 福祉課 国民健康保険係 ☎47-4682